

令和4年度 恩納村新型コロナウイルス感染症対策 村内事業者応援一時支援金事業

新型コロナウイルス感染症の影響及び今般の原油価格・物価高騰に直面している事業者への経営支援のため、予算の範囲内で村内に住所を有する個人事業者及び本社を有する中小法人等の事業者
に支援金を給付します。(県感染拡大防止対策協力金の受給対象となる飲食店等は対象外としています)

給付

対象者

(①～③すべてを
満たす事業者)

※業種は問いません

- ① 国の事業復活支援金を受給している又は国の事業復活支援金受給要件と同程度※と確認できる事業者。
(※2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が2018年11月～2021年3月の任意の同じ月の売上高と比較して30%以上減少)
- ② 令和4年1月1日時点、本村に住所登録のある個人事業者及び本社所在地が本村である中小法人等事業者。
- ③ 令和4年6月末までの納期限が到来した村民税等に未納がないこと。

給付金額

個人事業者：10万円・中小法人事業者：20万円 (※1回のみ給付)
支払い方法：商工会をとおして口座振込とする。

申請期間

令和4年8月15日～令和4年10月31日までに
恩納村商工会(平日のみ)へ下記書類を提出する。

提出書類

(※必要に応じて追加資料の提出を求める場合もあります。)

- ① (様式第1号) 恩納村新型コロナウイルス感染症対策村内事業者応援一時支援金交付申請書兼請求書(役場HPよりダウンロード可)
- ② 住民票抄本(個人の場合)、現在事項全部証明書等(法人の場合)
(※R4.1.1時点の住所や本社所在地が恩納村にあることが確認できる書類)
- ③ 納税証明書(発行場所：恩納村役場1階 税務課)
(R3年度分及びR4.6月末までの納期限が到来した村税に未納がないことが確認できる書類)
- ④ 支援金を振り込む金融機関の口座情報(※申請時に原本の提示必要)
- ⑤ 国の事業復活支援金を受給したことが分かる書類 又は
2021年11月～2022年3月(対象月)の月別の売上高が分かる資料と
対象月と同月で売上減少率30%以上を確認できる2019年度～2022年度
申告書類の写し(受付されていることが確認できるものに限る)

給付条件

□沖縄県感染拡大防止対策協力金について対象外、受給していない、いずれも満たす事業者であること。
□宗教法人又は政治団体ではないこと。
□恩納村暴力団排除条例(平成23年恩納村条例第14号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係にある者でないこと。
□この要綱により既に支援金の交付を受けていないこと。

なお、新型コロナウイルス感染症関連の国、県、村の支援金や支援事業に関して虚偽及び不正による申請や受給が確認された事業者や県の休業要請等に応じていない店舗として公表された施設を営む事業者など本支援金の趣旨、目的に照らして適当でないと恩納村長が判断する事業者は対象外とする。

【問い合わせ先】 事業に関して：恩納村役場 商工観光課(2F) TEL：098-966-1280
申請等に関して：(受託先) 恩納村商工会(村コミュニティセンター内) TEL：098-966-8258